

R 3 住宅

南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事

図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書 1
A-02	特記仕様書 2
A-03	特記仕様書 3
A-04	特記仕様書 4
A-05	配置図・付近見取図
A-06	平面図
A-07	屋根伏図
A-08	立面図 1
A-09	立面図 2
A-10	矩計図
A-11	各部詳細図 1
A-12	各部詳細図 2

課 長	室 長	副 課 長	課長補佐		課 員	担 当

1. 工事概要

1. 工事名称

R 3 住宅 南二軒屋一の坪田地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事

2. 工事場所

徳島市城南町1丁目

3. 敷地面積

4773.22 m²

4. 工事種目

屋上防水改修工事
構造規模：鉄筋コンクリート造3階建て、建築面積 299.09㎡、延床面積 837.33㎡

5. 工事区分

建築改修工事

6. 工 期

工事完成年月日は令和 年 月 日とする。
※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

11. 建築工事仕様書

1. 適用基準等

◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。
①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)
②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)
③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)
④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)

◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。

◎設計図書の優先順位は、次の順とする。
(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの)
(2) 補足説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面
(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等

◎施工条件は次による。
・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互日程の調整及び確認を行う。

◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。
ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。
なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

・交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 3 日間配置すること。
・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(・義務付けられている ◎義務付けられていない)。
・警備員は、延3人(昼3人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。
・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請員工事の受注者(当該下請員工事の一部に係る二次以降の下請員を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

2. 工事関係図書

◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。

◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請員人にも十分周知徹底すること。

◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。
名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること
◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。

◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。

◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

◎発生材の処理等は、次により適正に行う。
(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。
(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。

3. 安全衛生管理

◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。
①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)
②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)
③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)
④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)

◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。

◎設計図書の優先順位は、次の順とする。
(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの)
(2) 補足説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面
(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等

◎施工条件は次による。
・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互日程の調整及び確認を行う。

◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。
ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。
なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

・交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 3 日間配置すること。
・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(・義務付けられている ◎義務付けられていない)。
・警備員は、延3人(昼3人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。
・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
・配置された検定合格警備員

特記：	徳島県土整備部住宅課	工事名	R3住宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事						株式会社 剛 建築事務所	速水可
		名称	特記仕様書1						徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
		図番	A-01	S=1:	年 月				TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	第102935

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																																				
6.	材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。 ◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。 ◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は、「材料使用承諾願」及び「実績報告書」の提出は不要。 (1)木材以外の材料 (2)県内産資材又は県内企業調達資材 (3)施工計画書に品質及び性能を有することを記載し、証明となる思慮うっを添付している。 ◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。 ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	8. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は住宅課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎他工事と取り合い区分 <table><tr><th>項 目</th><th>建築工事</th><th>電気工事</th><th>管 工 事</th><th>空調工事</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>梁、壁、床スリープ入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上穴埋補修</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>スリープ開口補強(鉄筋)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上(リンブレン等)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>床、天井点検口</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器天井開口墨出</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上切込み及び開口補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>縦樋(DLまで)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>壁、便器等の箱入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給排水ガ拉里取り付け</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空調機器類の基礎工事</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業 <table><tr><th>工事種目</th><th>技能検定職種</th><th>技 能 検 定 作 業</th></tr><tr><td>仮設</td><td>とび</td><td>・ とび作業</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>鉄筋施工</td><td>・ 鉄筋組立て作業</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>コンクリート圧送施工</td><td>・ コンクリート圧送工事作業</td></tr><tr><td>型枠</td><td>型枠施工</td><td>・ 型枠工事作業</td></tr><tr><td>鉄骨</td><td>鉄工</td><td>・ 構造物鉄工作業</td></tr><tr><td rowspan="5">防水</td><td rowspan="5">防水施工</td><td>・ アスファルト防水工事作業</td></tr><tr><td>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td></tr><tr><td>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td></tr><tr><td>・ 合成ゴム系シート防水工事作業</td></tr><tr><td>○塩化ビニル系シート防水工事作業</td></tr><tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td>・ セメント系防水工事作業</td></tr><tr><td>・ シーリング防水工事作業</td></tr><tr><td>・ 改質777フルドットチ工法防水工事作業</td></tr><tr><td>・ 改質777フルドット常温粘着工法防水工事作業</td></tr><tr><td>・ FRP防水工事作業</td></tr><tr><td>タイル</td><td>タイル張り</td><td>・ タイル張り作業</td></tr><tr><td>木</td><td>建築大工</td><td>・ 大工工事作業</td></tr><tr><td rowspan="2">屋根及びとい</td><td rowspan="2">建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr><tr><td>・ かわらぶき作業</td></tr><tr><td>金属</td><td>建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr><tr><td>左官</td><td>左官</td><td>・ 左官作業</td></tr><tr><td rowspan="3">建具</td><td rowspan="3">建具製作</td><td>・ 木製建具手加工作業</td></tr><tr><td>・ 木製建具機械加工作業</td></tr><tr><td>・ ビル用サッシ施工作業</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">サッシ施工</td><td>・ ビル用サッシ施工作業</td></tr><tr><td>・ ガラス工事作業</td></tr><tr><td>・ ガラス工事作業</td></tr><tr><td>塗装</td><td>塗装</td><td>・ 建築塗装作業</td></tr><tr><td rowspan="5">内装</td><td rowspan="5">内装仕上げ施工</td><td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業</td></tr><tr><td>・ カーペット系床仕上げ工事作業</td></tr><tr><td>・ 鋼製下地工事作業</td></tr><tr><td>・ ボード仕上げ工事作業</td></tr><tr><td>・ カーテン工事作業</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">表装</td><td>・ 木質系床仕上げ工事作業</td></tr><tr><td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td></tr><tr><td>配管</td><td>配管</td><td>・ 建築配管作業</td></tr><tr><td>植栽</td><td>造園</td><td>・ 造園工事作業</td></tr><tr><td>機械設備</td><td>冷凍空調調和機器施工</td><td>・ 冷凍空調調和機器施工作業</td></tr></table> ◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリープ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(DLまで)	○					壁、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガ拉里取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業	・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・ 合成ゴム系シート防水工事作業	○塩化ビニル系シート防水工事作業			・ セメント系防水工事作業	・ シーリング防水工事作業	・ 改質777フルドットチ工法防水工事作業	・ 改質777フルドット常温粘着工法防水工事作業	・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業	・ 木製建具機械加工作業	・ ビル用サッシ施工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	・ ガラス工事作業	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業	・ カーペット系床仕上げ工事作業	・ 鋼製下地工事作業	・ ボード仕上げ工事作業	・ カーテン工事作業		表装	・ 木質系床仕上げ工事作業	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業	9. 技能士の適用	10. 設計変更箇所確認	11. 工事検査及び技術検査
		項 目		建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																																																																																				
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○																																																																																																																																																																								
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																																																								
スリープ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																																																											
同上(リンブレン等)	○																																																																																																																																																																											
床、天井点検口	○																																																																																																																																																																											
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																																																																								
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																																																											
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																																																									
縦樋(DLまで)	○																																																																																																																																																																											
壁、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																																																								
同上補強	○																																																																																																																																																																											
給排水ガ拉里取り付け	○																																																																																																																																																																											
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																																											
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																																																																										
仮設	とび	・ とび作業																																																																																																																																																																										
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																										
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																										
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																																										
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																																										
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業																																																																																																																																																																										
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																																																																																										
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																																																																																										
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業																																																																																																																																																																										
		○塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																																																																																																																										
		・ セメント系防水工事作業																																																																																																																																																																										
		・ シーリング防水工事作業																																																																																																																																																																										
		・ 改質777フルドットチ工法防水工事作業																																																																																																																																																																										
		・ 改質777フルドット常温粘着工法防水工事作業																																																																																																																																																																										
		・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																																										
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																																										
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																																										
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																										
		・ かわらぶき作業																																																																																																																																																																										
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																										
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																																										
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業																																																																																																																																																																										
		・ 木製建具機械加工作業																																																																																																																																																																										
		・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																																										
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																																										
		・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																										
		・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																										
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																																																																																										
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																										
		・ カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																										
		・ 鋼製下地工事作業																																																																																																																																																																										
		・ ボード仕上げ工事作業																																																																																																																																																																										
		・ カーテン工事作業																																																																																																																																																																										
	表装	・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																										
		・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																																										
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																										
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																																										
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																																																																																										
7.	化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。 ◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。 ◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は、「材料使用承諾願」及び「実績報告書」の提出は不要。 (1)木材以外の材料 (2)県内産資材又は県内企業調達資材 (3)施工計画書に品質及び性能を有することを記載し、証明となる思慮うっを添付している。 ◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。 ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	12. 完成図等	13. 火災保険	14. 瑕疵補修	15. デジタル工事写真の小黑板情報電子化																																																																																																																																																																						

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。

◎電子納品：対象
◎提出書類
・竣工図(製本3部、電子データ2部)(・A4・A3○A2・原因版)
・工事写真(写真帳 1部(○着手前・工事中○完成写真)、電子データ 2部)
・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)

・保全に関する資料

◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。
竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFG形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。

◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。
完成写真については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で明確に確認できること。

◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サ イ ズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ

◎工事完成撮影は、専門家に(・やる ○やらない)ものとする。

◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。

◎対象物
工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。

◎付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
(1) 杭及び基礎工事
(2) コンクリート躯体工事
(3) 屋外付帯工事
(4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

◎付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

◎保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。
なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。

◎その他
(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。
(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。

◎徳島県公共工事標準請負契約約款第4 1条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(・1年 ○2年)とする。
ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。

◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。

◎電子納品：対象
◎提出書類
・竣工図(製本3部、電子データ2部)(・ A4 ・ A3 ○ A2 ・ 原図版)
・工事写真(写真帳 1 部(○ 着手前 ・ 工事中 ○ 完成写真)、電子データ 2 部)
・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)

・保全に関する資料

◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。
竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。

◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。
完成写真については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。

◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サ イ ズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ

◎工事完成撮影は、専門家に(・ する ○ よらない)ものとする。

◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。

◎対象物
工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。

◎付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
(1) 杭及び基礎工事
(2) コンクリート躯体工事
(3) 屋外付帯工事
(4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

◎付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

◎保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。
なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。

◎その他
(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。
(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。

◎徳島県公共工事標準請負契約約款第 4 1 条第 2 項に基づくの瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(・ 1 年 ○ 2 年)とする。
ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。

◎対象工事は、徳島県OALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

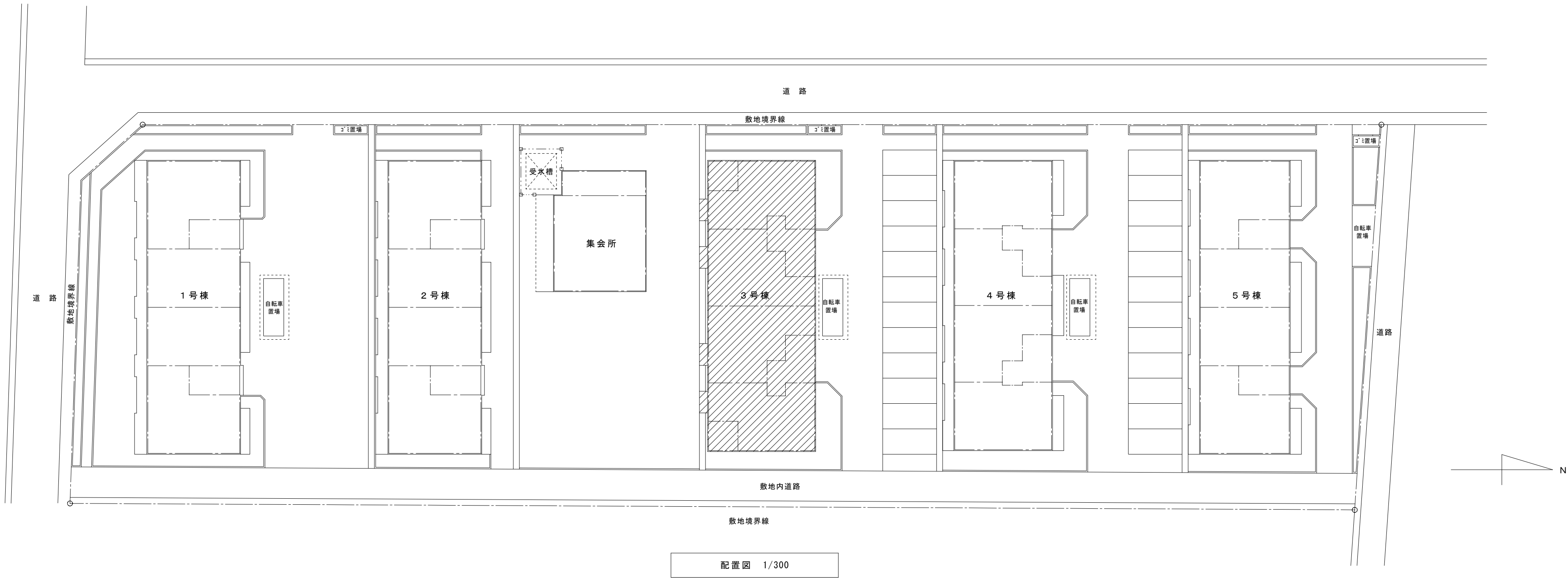
特記：	徳島県県土整備部住宅課	工事名	R 3 住 宅 南二軒屋一の坪田地 徳・城南 3 号棟屋上防水改修工事				株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広3丁目3-3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	速水可次 1級建築士登録 第 102935 号
		名 称	特記仕様書 2					
		図 番	A — 02	S = 1 :	年 月			

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																							
2章 改修仮設工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。 ◎設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。 ◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎足場等の設置は、別契約の関係受注者が設置する足場とする。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	3章 防水改修工事	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、(○)上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他()とする。 <table><tr><th>工 程</th><th>M4S工法</th><th>M4SⅠ工法</th><th>L4X工法</th><th>S4S工法</th></tr><tr><th>施工箇所</th><td>屋根先端部</td><td>屋根一般部</td><td>架台天端等</td><td>架台立上等</td></tr><tr><td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 既存保護層(平場)撤去等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 既存断熱層撤去等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>5 既存防水層(平場)撤去等</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6 既存下地の補修及び処置</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>7 防水層の新設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>8 断熱材の新設</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9 保護層の新設</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	工 程	M4S工法	M4SⅠ工法	L4X工法	S4S工法	施工箇所	屋根先端部	屋根一般部	架台天端等	架台立上等	1 既存保護層(立上り部等)撤去等					2 既存保護層(平場)撤去等					3 既存断熱層撤去等					4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○	○		○	5 既存防水層(平場)撤去等	○	○			6 既存下地の補修及び処置	○	○	○	○	7 防水層の新設	○	○	○	○	8 断熱材の新設		○			9 保護層の新設					2. 改修工法の種類及び工程	◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。 ◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は図示による。 ◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、二重ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。 ◎ルーフトレインの端部から(・ 500mm ○300mm)の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。 ◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。 ◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。 <table><tr><th rowspan="2">工 法</th><th rowspan="2">種 別</th><th colspan="2">シート</th><th colspan="2">断熱材</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>種 類</th><th>厚 さ</th><th>種 類</th><th>厚 さ</th></tr><tr><td rowspan="5">POS S4S</td><td>S-F1</td><td></td><td>mm</td><td rowspan="7"></td><td rowspan="7"></td><td rowspan="4">立上り</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>S-F2</td><td>塩化ビニル樹脂</td><td>2.0 mm</td></tr><tr><td>S-M1</td><td></td><td>mm</td></tr><tr><td>S-M2</td><td></td><td>mm</td></tr><tr><td>S-M3</td><td></td><td>mm</td></tr><tr><td rowspan="3">M4S</td><td>S-M1</td><td></td><td>mm</td><td rowspan="3">屋根先端部</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>S-M2</td><td>塩化ビニル樹脂</td><td>1.5 mm</td></tr><tr><td>S-M3</td><td></td><td>mm</td></tr><tr><td rowspan="5">POSⅠ S3SⅠ S4SⅠ M4SⅠ</td><td>SⅠ-F1</td><td></td><td>mm</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">25</td><td rowspan="5">屋根一般部</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>SⅠ-F2</td><td></td><td>mm</td></tr><tr><td>SⅠ-M1</td><td></td><td>mm</td></tr><tr><td>SⅠ-M2</td><td>塩化ビニル樹脂</td><td>1.5 mm</td></tr><tr><td>SⅠ-M3</td><td></td><td>mm</td></tr></table>	工 法	種 別	シート		断熱材		施工箇所	備 考	種 類	厚 さ	種 類	厚 さ	POS S4S	S-F1		mm			立上り		S-F2	塩化ビニル樹脂	2.0 mm	S-M1		mm	S-M2		mm	S-M3		mm	M4S	S-M1		mm	屋根先端部		S-M2	塩化ビニル樹脂	1.5 mm	S-M3		mm	POSⅠ S3SⅠ S4SⅠ M4SⅠ	SⅠ-F1		mm		25	屋根一般部		SⅠ-F2		mm	SⅠ-M1		mm	SⅠ-M2	塩化ビニル樹脂	1.5 mm	SⅠ-M3		mm	3. 既存下地の補修材料	◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 ○建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速Vo=(36)m/s 地表面粗度区分(・ Ⅰ ・ Ⅱ ○ⅢⅠ ・ Ⅳ) ◎絶縁シートは、発泡ポリエチレンシートとする。 ◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。 <table><tr><th>区 分</th><th>S(SⅠ)-F2</th><th>S(SⅠ)-M2</th></tr><tr><td>下地処理</td><td>標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り</td><td></td></tr><tr><td>平場接着法</td><td>接着剤塗布</td><td>固定金具</td></tr><tr><td>断熱材(断熱工法)</td><td>下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける</td><td>下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する 断熱材：JIS A 9511 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板</td></tr><tr><td rowspan="2">増 張</td><td>立上り部等 出隅入隅部</td><td>ルーフィングシート 施工後成形役物張付け</td><td>S-F2と同じ</td></tr><tr><td>ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">重 部</td><td>平場</td><td>縦横40mm以上</td><td>縦横40mm以上</td></tr><tr><td>立上りと平場</td><td>40mm以上</td><td>40mm以上</td></tr><tr><td>接合部</td><td>接 着 剤</td><td>熱融着又は溶剤溶着</td></tr><tr><td>接合端部</td><td>紐状又は液状シール</td><td>紐状又は液状シール</td></tr><tr><td colspan="2">立上り・立下り部の 末端部処理</td><td colspan="2">端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、 末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。</td></tr><tr><td colspan="2">仕上塗料</td><td colspan="2"></td></tr></table>	区 分	S(SⅠ)-F2	S(SⅠ)-M2	下地処理	標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り		平場接着法	接着剤塗布	固定金具	断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける	下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する 断熱材：JIS A 9511 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板	増 張	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F2と同じ	ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部			重 部	平場	縦横40mm以上	縦横40mm以上	立上りと平場	40mm以上	40mm以上	接合部	接 着 剤	熱融着又は溶剤溶着	接合端部	紐状又は液状シール	紐状又は液状シール	立上り・立下り部の 末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、 末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。		仕上塗料				4章 外壁改修工事	1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。 ◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う) ◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。 ◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。 ◎コンクリート打ち放し仕上外壁 <table><tr><th>工 法</th><th>ひび割れ部</th><th>欠 損 部</th><th></th></tr><tr><td>樹脂注入工法</td><td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧注射樹脂 注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td><td></td><td></td></tr><tr><td>リカットシール材 充てん工法</td><td>(1.0mmを超える) 材料：ポリマーセメント樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1 PU-2樹脂系シーリング材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>シール工法</td><td>(0.2mm未満)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>充てん工法</td><td>材料：ポリマーセメント樹脂</td><td>(改標仕4.3.7) 深い欠損：樹脂 浅い欠損：ポリマーセメント樹脂</td><td></td></tr></table>	工 法	ひび割れ部	欠 損 部		樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧注射樹脂 注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様			リカットシール材 充てん工法	(1.0mmを超える) 材料：ポリマーセメント樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1 PU-2樹脂系シーリング材			シール工法	(0.2mm未満)			充てん工法	材料：ポリマーセメント樹脂	(改標仕4.3.7) 深い欠損：樹脂 浅い欠損：ポリマーセメント樹脂	
	工 程	M4S工法		M4SⅠ工法	L4X工法	S4S工法																																																																																																																																																																																									
	施工箇所	屋根先端部		屋根一般部	架台天端等	架台立上等																																																																																																																																																																																									
	1 既存保護層(立上り部等)撤去等																																																																																																																																																																																														
	2 既存保護層(平場)撤去等																																																																																																																																																																																														
	3 既存断熱層撤去等																																																																																																																																																																																														
	4 既存防水層(立上り部等)撤去等	○		○		○																																																																																																																																																																																									
	5 既存防水層(平場)撤去等	○		○																																																																																																																																																																																											
6 既存下地の補修及び処置	○	○	○	○																																																																																																																																																																																											
7 防水層の新設	○	○	○	○																																																																																																																																																																																											
8 断熱材の新設		○																																																																																																																																																																																													
9 保護層の新設																																																																																																																																																																																															
工 法	種 別	シート		断熱材		施工箇所	備 考																																																																																																																																																																																								
		種 類	厚 さ	種 類	厚 さ																																																																																																																																																																																										
POS S4S	S-F1		mm			立上り																																																																																																																																																																																									
	S-F2	塩化ビニル樹脂	2.0 mm																																																																																																																																																																																												
	S-M1		mm																																																																																																																																																																																												
	S-M2		mm																																																																																																																																																																																												
	S-M3		mm																																																																																																																																																																																												
M4S	S-M1		mm			屋根先端部																																																																																																																																																																																									
	S-M2	塩化ビニル樹脂	1.5 mm																																																																																																																																																																																												
	S-M3		mm																																																																																																																																																																																												
POSⅠ S3SⅠ S4SⅠ M4SⅠ	SⅠ-F1		mm		25	屋根一般部																																																																																																																																																																																									
	SⅠ-F2		mm																																																																																																																																																																																												
	SⅠ-M1		mm																																																																																																																																																																																												
	SⅠ-M2	塩化ビニル樹脂	1.5 mm																																																																																																																																																																																												
	SⅠ-M3		mm																																																																																																																																																																																												
区 分	S(SⅠ)-F2	S(SⅠ)-M2																																																																																																																																																																																													
下地処理	標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り																																																																																																																																																																																														
平場接着法	接着剤塗布	固定金具																																																																																																																																																																																													
断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける	下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する 断熱材：JIS A 9511 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板																																																																																																																																																																																													
増 張	立上り部等 出隅入隅部	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F2と同じ																																																																																																																																																																																												
	ルーフトレン、 配管等と防水 下地材との取 合い部																																																																																																																																																																																														
重 部	平場	縦横40mm以上	縦横40mm以上																																																																																																																																																																																												
	立上りと平場	40mm以上	40mm以上																																																																																																																																																																																												
	接合部	接 着 剤	熱融着又は溶剤溶着																																																																																																																																																																																												
	接合端部	紐状又は液状シール	紐状又は液状シール																																																																																																																																																																																												
立上り・立下り部の 末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、 末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。																																																																																																																																																																																													
仕上塗料																																																																																																																																																																																															
工 法	ひび割れ部	欠 損 部																																																																																																																																																																																													
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧注射樹脂 注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様																																																																																																																																																																																														
リカットシール材 充てん工法	(1.0mmを超える) 材料：ポリマーセメント樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1 PU-2樹脂系シーリング材																																																																																																																																																																																														
シール工法	(0.2mm未満)																																																																																																																																																																																														
充てん工法	材料：ポリマーセメント樹脂	(改標仕4.3.7) 深い欠損：樹脂 浅い欠損：ポリマーセメント樹脂																																																																																																																																																																																													
	7. 塗膜防水	◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎脱気装置の仕様：製造所の指定による。 ◎ルーフトレインの材質規格：改修用 ◎工 法： L4X 種 別： X-2 ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗材等は主材料製造所の指定製品とする。 <table><tr><th>工 法</th><th>種 別</th><th>施 工 箇 所</th><th>仕 上 塗 料</th><th>備 考</th></tr><tr><td>L4X</td><td>X-1 ○X-2</td><td>架台天端等</td><td></td><td></td></tr></table>	工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考	L4X	X-1 ○X-2	架台天端等			8. シーリング	◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(○)行う ・ 行わない。 ただし、変成シリコン系シーリング面への仕上塗材仕上げ等は行わない。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(○簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。 ◎種類及び施工箇所 <table><tr><th>記 号</th><th>材 質</th><th>既 存</th><th>施工箇所</th><th>改修工法</th><th>寸 法</th><th>接着試験</th></tr><tr><td>MS-2</td><td>変成シリコン(2成分)</td><td></td><td>水切等取合部</td><td>再充填工法</td><td></td><td>簡易接着</td></tr><tr><td>PU-2</td><td>ポリウレタン系</td><td>ポリウレタン</td><td>外壁目地</td><td>再充填工法</td><td>打継30×10 横その他20×10</td><td>簡易接着</td></tr></table>	記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験	MS-2	変成シリコン(2成分)		水切等取合部	再充填工法		簡易接着	PU-2	ポリウレタン系	ポリウレタン	外壁目地	再充填工法	打継30×10 横その他20×10	簡易接着	9. 防水保証	◎防水工事了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による (・ 3 ・ 5 ・ 7 ○10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。																																																																																																																																																										
工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考																																																																																																																																																																																											
L4X	X-1 ○X-2	架台天端等																																																																																																																																																																																													
記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験																																																																																																																																																																																									
MS-2	変成シリコン(2成分)		水切等取合部	再充填工法		簡易接着																																																																																																																																																																																									
PU-2	ポリウレタン系	ポリウレタン	外壁目地	再充填工法	打継30×10 横その他20×10	簡易接着																																																																																																																																																																																									
	4章 外壁改修工事	2. 外壁改修工法の種類及び材料	◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。 ◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う) ◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。 ◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。 ◎コンクリート打ち放し仕上外壁 <table><tr><th>工 法</th><th>ひび割れ部</th><th>欠 損 部</th><th></th></tr><tr><td>樹脂注入工法</td><td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧注射樹脂 注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td><td></td><td></td></tr><tr><td>リカットシール材 充てん工法</td><td>(1.0mmを超える) 材料：ポリマーセメント樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1 PU-2樹脂系シーリング材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>シール工法</td><td>(0.2mm未満)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>充てん工法</td><td>材料：ポリマーセメント樹脂</td><td>(改標仕4.3.7) 深い欠損：樹脂 浅い欠損：ポリマーセメント樹脂</td><td></td></tr></table>	工 法	ひび割れ部	欠 損 部		樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧注射樹脂 注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様			リカットシール材 充てん工法	(1.0mmを超える) 材料：ポリマーセメント樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1 PU-2樹脂系シーリング材			シール工法	(0.2mm未満)			充てん工法	材料：ポリマーセメント樹脂	(改標仕4.3.7) 深い欠損：樹脂 浅い欠損：ポリマーセメント樹脂		◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。																																																																																																																																																																							
工 法	ひび割れ部	欠 損 部																																																																																																																																																																																													
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧注射樹脂 注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様																																																																																																																																																																																														
リカットシール材 充てん工法	(1.0mmを超える) 材料：ポリマーセメント樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1 PU-2樹脂系シーリング材																																																																																																																																																																																														
シール工法	(0.2mm未満)																																																																																																																																																																																														
充てん工法	材料：ポリマーセメント樹脂	(改標仕4.3.7) 深い欠損：樹脂 浅い欠損：ポリマーセメント樹脂																																																																																																																																																																																													

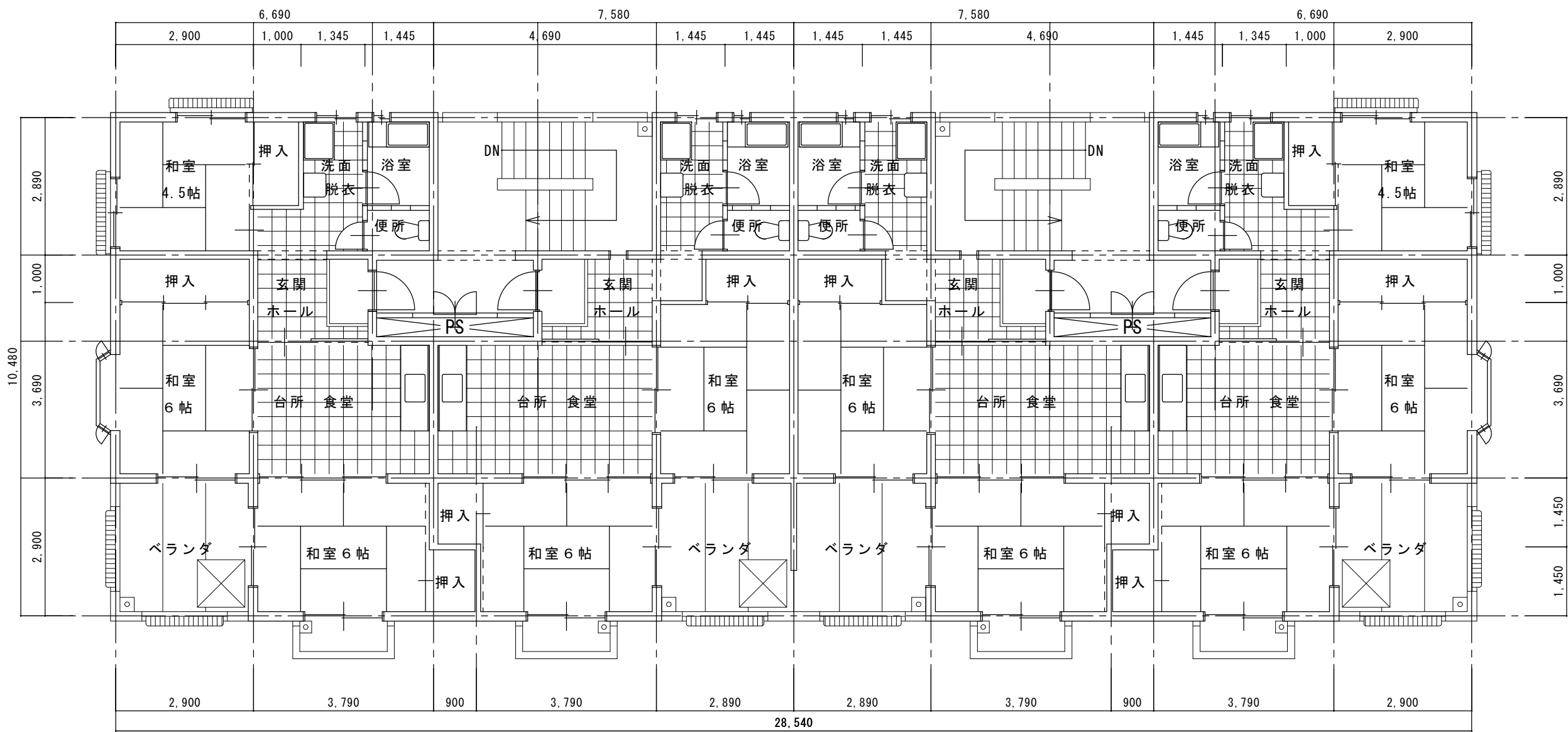
特記：	徳島県県土整備部住宅課	工事名	R3住宅 南二軒屋一の坪田地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事				株式会社 剛 建築事務所	速水可
		名 称	特記仕様書3				徳島市末広3丁目3-3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	1級建築士登録 第102935号
		図 番	A — 03	S = 1 :	年 月			

項 目		特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項																																																										
3. 塗り仕上げ外壁改修工事	◎モルタル塗仕上げ外壁			5章 塗装改修工事	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。																																																										
	<table><tr><th>工 法</th><th>ひび割れ部</th><th>欠 損 部</th><th>浮 き 部</th></tr><tr><td>樹脂注入工法</td><td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧[※]樹脂注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td><td></td><td></td></tr><tr><td>Uカットシール材充てん工法</td><td>(1.0mmを超える) 材料：[※]リマーセメント[※]樹脂シーリング[※]材：改標仕表3.7.1 PU-2[※]リウレタン系シーリング[※]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>シール工法</td><td>(0.2mm未満) 材料：[※]形状[※]樹脂</td><td></td><td></td></tr><tr><td>充てん工法</td><td></td><td>(改標仕4.4.8) (0.25m2未満) 材料：[※]リマーセメント[※]樹脂</td><td></td></tr><tr><td>モルタル塗替工法</td><td></td><td>(改標仕4.4.9) 材料：[※]リマーセメント[※]樹脂 塗厚：25mm 塗厚による補強の有無：無 仕上げ種類：金こて押え</td><td>(改標仕4.4.9) 材料：[※]リマーセメント[※]樹脂 塗厚：25mm 塗厚による補強の有無：無 仕上げ種類：金こて押え</td></tr><tr><td>アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td><td></td><td></td><td>(0.25㎡未満) エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 充填量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡</td></tr><tr><td>アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</td><td></td><td></td><td>(0.25㎡以上) エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量： ml/本 注入口 一般部：12 個/㎡ 指定部：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡</td></tr></table>				工 法	ひび割れ部	欠 損 部	浮 き 部	樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧 [※] 樹脂注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様			Uカットシール材充てん工法	(1.0mmを超える) 材料： [※] リマーセメント [※] 樹脂シーリング [※] 材：改標仕表3.7.1 PU-2 [※] リウレタン系シーリング [※]			シール工法	(0.2mm未満) 材料： [※] 形状 [※] 樹脂			充てん工法		(改標仕4.4.8) (0.25m2未満) 材料： [※] リマーセメント [※] 樹脂		モルタル塗替工法		(改標仕4.4.9) 材料： [※] リマーセメント [※] 樹脂 塗厚：25mm 塗厚による補強の有無：無 仕上げ種類：金こて押え	(改標仕4.4.9) 材料： [※] リマーセメント [※] 樹脂 塗厚：25mm 塗厚による補強の有無：無 仕上げ種類：金こて押え	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡未満) エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 充填量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡以上) エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量： ml/本 注入口 一般部：12 個/㎡ 指定部：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡	2. 合成樹脂調合ベント塗り(SOP)	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">種 別</th><th rowspan="2">下地調整</th><th colspan="2">さび止め塗料</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>B種</td><td></td><td>R B種</td><td>種別C種、塗料A種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面</td><td>B種</td><td></td><td>R B種</td><td>種別C種、塗料A種</td><td></td><td></td></tr></table>		区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄鋼面	B種		R B種	種別C種、塗料A種			亜鉛めっき鋼面	B種		R B種	種別C種、塗料A種		
	工 法	ひび割れ部	欠 損 部		浮 き 部																																																											
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧 [※] 樹脂注入工法 注入量： ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様																																																															
Uカットシール材充てん工法	(1.0mmを超える) 材料： [※] リマーセメント [※] 樹脂シーリング [※] 材：改標仕表3.7.1 PU-2 [※] リウレタン系シーリング [※]																																																															
シール工法	(0.2mm未満) 材料： [※] 形状 [※] 樹脂																																																															
充てん工法		(改標仕4.4.8) (0.25m2未満) 材料： [※] リマーセメント [※] 樹脂																																																														
モルタル塗替工法		(改標仕4.4.9) 材料： [※] リマーセメント [※] 樹脂 塗厚：25mm 塗厚による補強の有無：無 仕上げ種類：金こて押え	(改標仕4.4.9) 材料： [※] リマーセメント [※] 樹脂 塗厚：25mm 塗厚による補強の有無：無 仕上げ種類：金こて押え																																																													
アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡未満) エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 充填量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡																																																													
アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡以上) エポキシ樹脂：JIS A 6024 高粘度形 注入量： ml/本 注入口 一般部：12 個/㎡ 指定部：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡																																																													
区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考																																																										
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																											
鉄鋼面	B種		R B種	種別C種、塗料A種																																																												
亜鉛めっき鋼面	B種		R B種	種別C種、塗料A種																																																												
	◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。			6章 環境配慮（グリーン）改修工事	3. 耐候性塗料塗り(DP)																																																											
	◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。				1. アスベスト含有建材の処理工事	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・ 貸与する) ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行い、調査結果を監督員に提出し、調査結果は3年間保存すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を(・ 行う ○行わない)。 ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。																																																										
	◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は、 2. 外壁改修工法の種類と材料 による。				2. アスベスト含有成形板の除去	◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさがけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。																																																										
	<table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>既存塗膜の除去及び下地処理</th><th>下地仕上</th><th>下地調整</th><th>仕上形状</th><th>工法</th><th>防火認定</th><th>上塗材</th></tr><tr><td>複層仕上塗材 JIS A 6909</td><td>防水形複層塗材E (透湿性)</td><td>サンダー工法</td><td>モ[※]樹脂[※]・打放し</td><td>C-1</td><td>ゆず肌</td><td>ローラー塗</td><td></td><td>つやあり</td></tr><tr><td>薄付け仕上塗材 JIS A 6909</td><td>外装薄塗材E</td><td>サンダー工法</td><td>打放し</td><td>C-1</td><td>砂壁状</td><td>ローラー塗</td><td></td><td></td></tr></table>			種 類		既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	複層仕上塗材 JIS A 6909	防水形複層塗材E (透湿性)	サンダー工法	モ [※] 樹脂 [※] ・打放し	C-1	ゆず肌	ローラー塗		つやあり	薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	サンダー工法	打放し	C-1	砂壁状	ローラー塗				1. 工事項目 (塗装のみのやり替えの場合)	◎図示の位置の電気配管及びブルボックスの塗装補修を行う。																															
種 類		既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																																																								
複層仕上塗材 JIS A 6909	防水形複層塗材E (透湿性)	サンダー工法	モ [※] 樹脂 [※] ・打放し	C-1	ゆず肌	ローラー塗		つやあり																																																								
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	サンダー工法	打放し	C-1	砂壁状	ローラー塗																																																										
				(配管・P、BOX撤去取替の場合)	◎図示位置の電気配管及びブルボックスの取り替え並びに付帯配線の改修を行う。																																																											
				2. 共通仕様	◎特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編（平成31年版）」（ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）」による。なお、本工事が建築工事または機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事管理指針（令和元年版）」を参考とする。																																																											
				3. 特記仕様 (塗装のみのやり替えの場合)	◎配管の塗装工程は、標仕<1>2.7.1による。																																																											
				(配管・P、BOX撤去取替の場合)	◎屋外の金属製防水形ブルボックスはステンレス製とする。 ◎屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛メッキ製とする。																																																											
				7章 電気設備改修工事																																																												

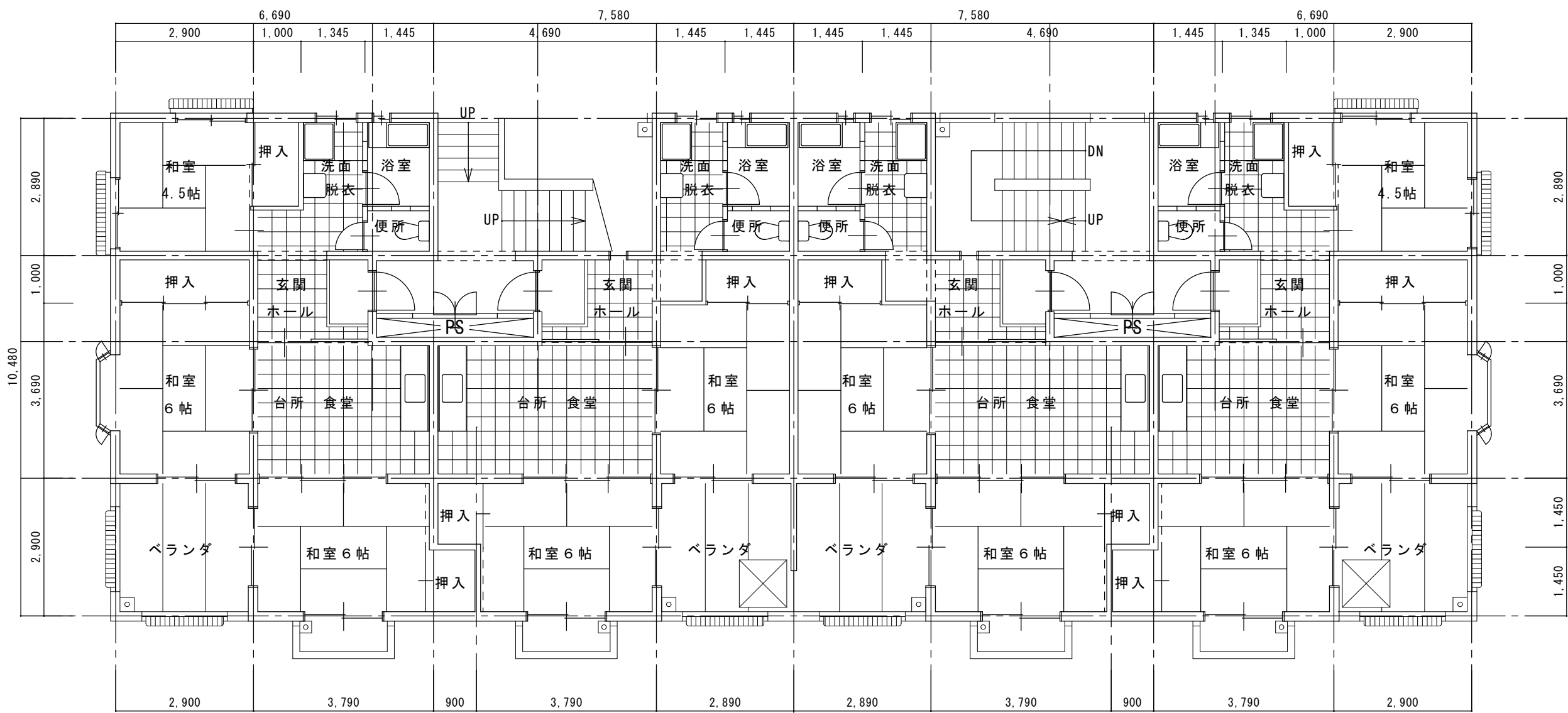
特 記：	徳島県県土整備部住宅課	工事名	R 3 住 宅 南二軒屋一の坪田地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事					株式会社 剛 建築事務所 速 水 可 次 徳島市末広3丁目3ー3 1級建築士登録 TEL 088-622-0883 第 102935 号 FAX 088-622-0885
		名 称	特記仕様書 4					
		図 番	A — 04	S = 1：	年 月			



特記： 図中、  は工事対象建物を示す。	徳島県県土整備部住宅課	工事名	R 3 住 宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3 号棟屋上防水改修工事					株式会社 剛 建築事務所	速 水 可 次
		名 称	配置図・付近見取図					徳島市末広3丁目3－3	1 級建築士登録
		図 番	A — 05	S = 1 : 300	年 月			TEL 088-622-0883	第 102935 号
								FAX 088-622-0885	



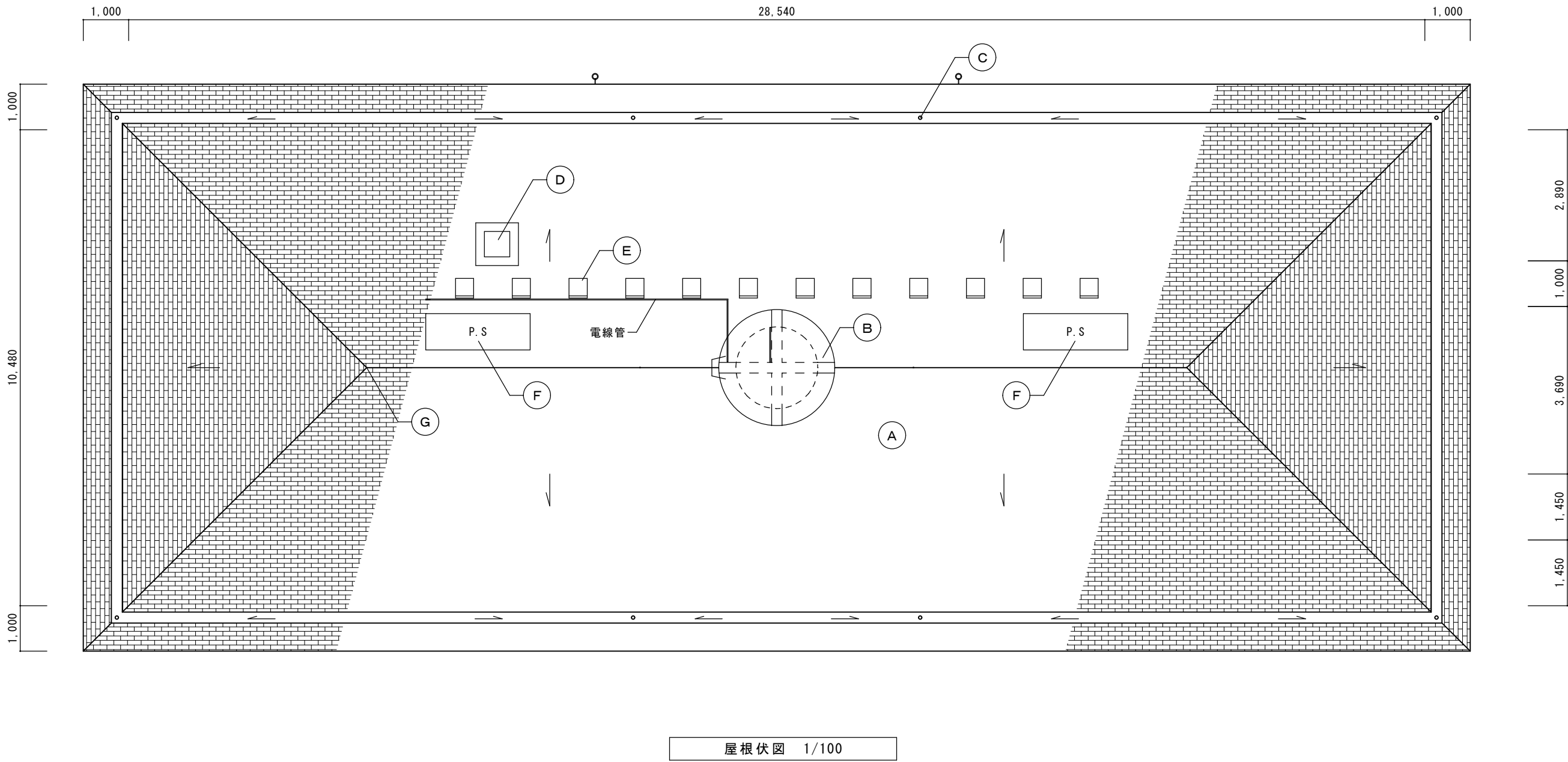
3 階平面図 1/100



1 階平面図 1/100

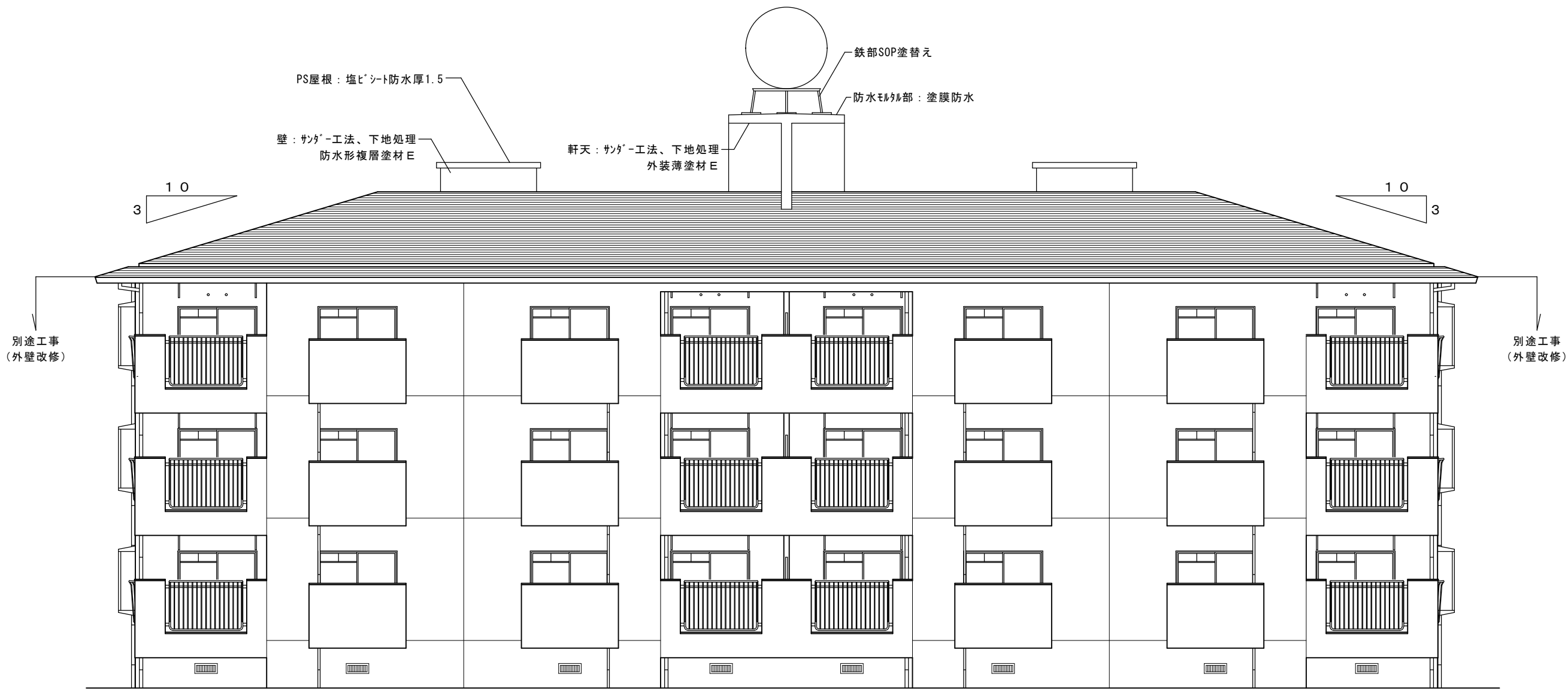
2 階平面図 1/100

特記：	徳島県県土整備部住宅課	工事名	R 3 住 宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事				株式会社 剛 建築事務所	速 水 可 次	
		名 称	平面図					徳島市末広3丁目3-3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	1級建築士登録 第 102935 号
		図 番	A — 06	S = 1 : 100	年 月				

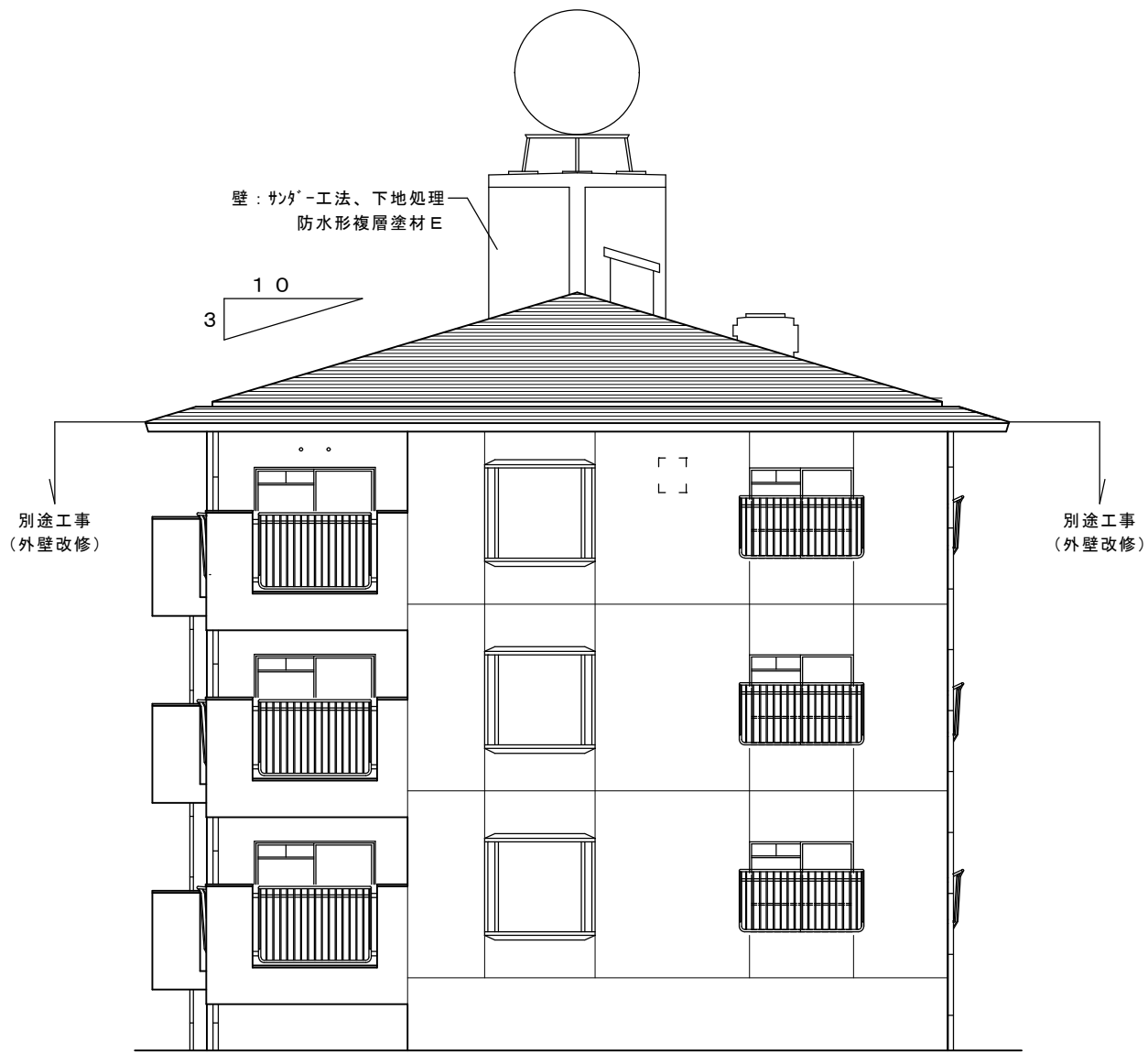


記号	部 位	仕 上	
A	屋根	改修前	防水モルタルゴテ押へ厚30 シングル接着工法 立上りアルミ押へアングル
		改修後	シングル全面(端部シングル積み共)撤去、高圧水洗い、仮防水材 断熱材及び塩ビシート防水厚1.5新設 押え金物共 S1-M2 底部：塩ビシート防水厚1.5新設 押え金物共 S-M2・SUS水切
B	高架水槽架台	改修前	防水モルタルゴテ押へ厚30 壁：モルタル刷毛引7ミリリシン吹付 軒天：コンパネ打放し7ミリリシン吹付 ラック (SGP32A・19φ垂鉛メッキ)
		改修後	ひびわれ等補修、高圧水洗い サタ'-工法、下地処理、壁：防水形複層塗材 E 軒天：外装薄塗材 E シングル打替え、防水モルタル部：塗膜防水 ラック等 鉄部SOP塗替え 水槽架台 鉄部SOP塗替え
C	樋	改修前	軒樋：防水モルタルゴテ押へ 樋押えアルミアングル ルーフレイン75φ モルタル防水用
		改修後	軒樋：高圧水洗い、塩ビシート防水厚1.5新設 押え金物共 S-M2 改修用ルーフレイン75φ新設
D	屋根マナー	改修前	鋼製 500口
		改修後	既存マナー撤去、SUS製角型500口新設
E	配管架台	改修前	頂部：防水モルタルゴテ押え厚30 立上り：塩ビシート防水 鋼製配管受けアングル
		改修後	頂部：高圧水洗い、塗膜防水 立上り：既存シート防水撤去、塩ビシート防水厚2.0新設 鋼製配管受けアングル：SOP塗替え
F	PS頂部	改修前	屋根：防水モルタルゴテ押へ厚30 シングル接着工法 壁：モルタル刷毛引7ミリリシン吹付
		改修後	ひびわれ等補修、高圧水洗い 屋根：塩ビシート防水厚1.5新設 押え金物共 S-M2 壁：サタ'-工法、下地処理、防水形複層塗材 E
G	落下防止用丸環	改修前	22φステンレス4箇所
		改修後	既存のまま

特 記	徳島県土木整備部住宅課	工事名	R 3 住 宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事					株式会社 剛 建築事務所 速 水 可 次 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録 TEL 088-622-0883 第 102935 号 FAX 088-622-0885
		名 称	屋根伏図					
		図 番	A — 07	S = 1 : 100	年 月			



南立面図 1/100

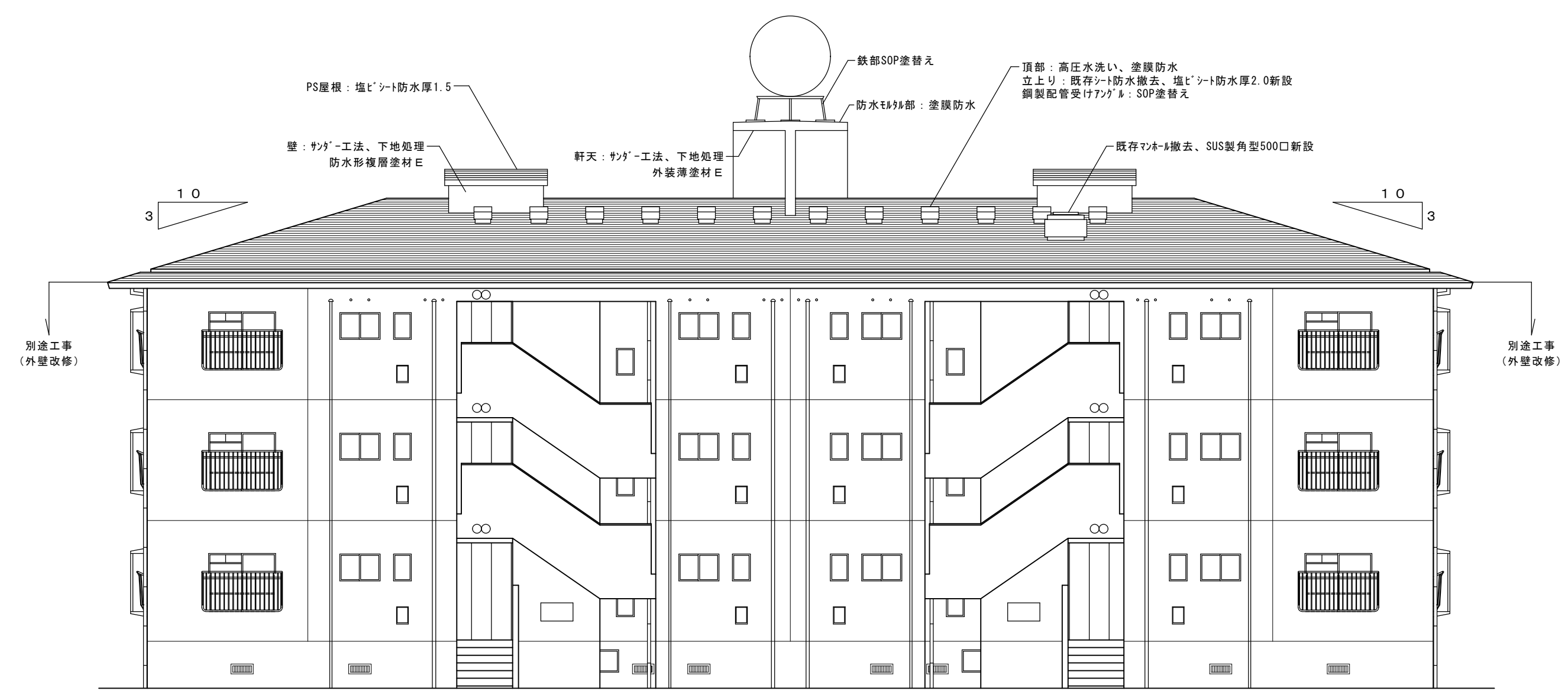


東立面図 1/100

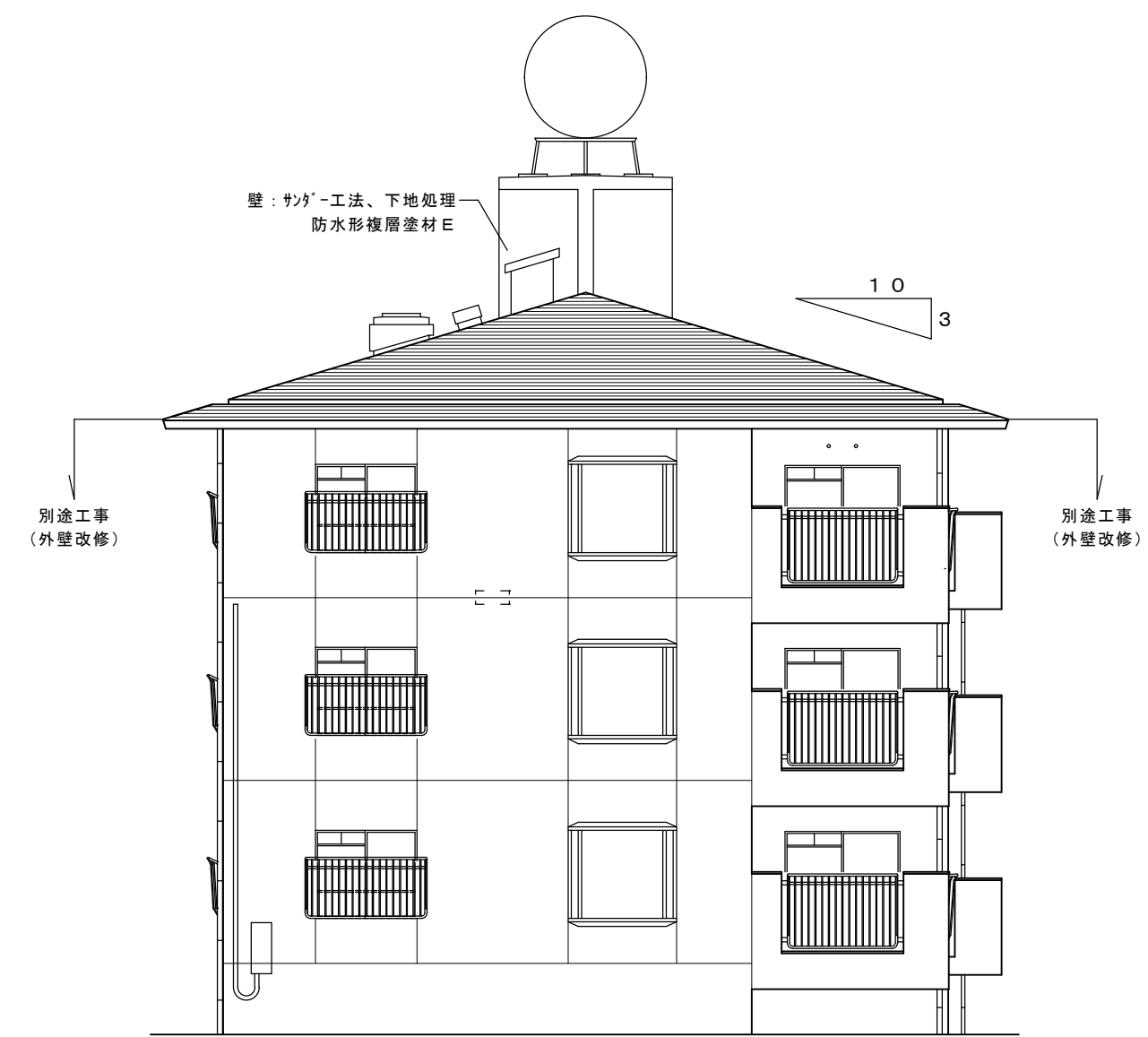
外壁改修内容	
工 法	備考 (参考数量)
ひびわれ部 ①カットシール材充填工法 0.2mm以上～1.0mm以下 (コンクリート打放し仕上げ)	0.1m
コンクリート打放し仕上げ 充填工法	0.1㎡

※積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、
全体数量との面積比率により算定した数量の
80%を計上している。

特 記 :	徳島県県土整備部住宅課	工事名	R 3 住 宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事					株式会社 剛 建築事務所	速 水 可 次	
		名 称	立面図 1						徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
		図 番	A — 08	S = 1 : 100	年 月				TEL 088-622-0883	第 102935 号
								FAX 088-622-0885		

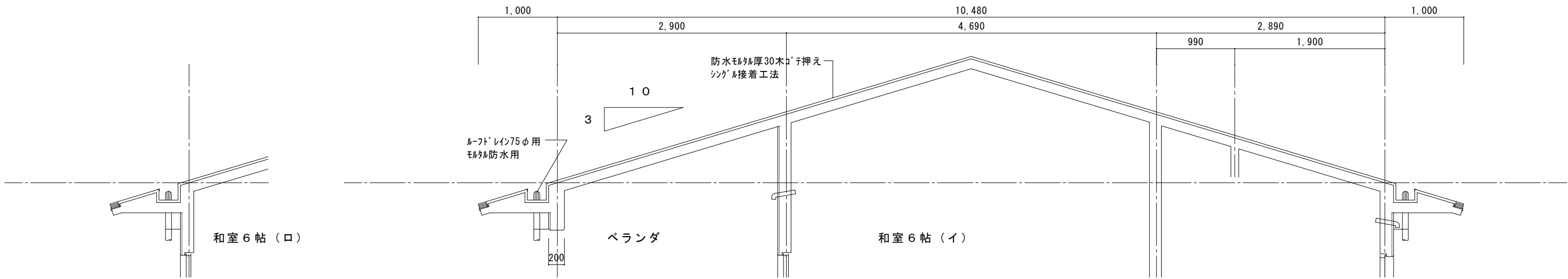


北立面図 1/100

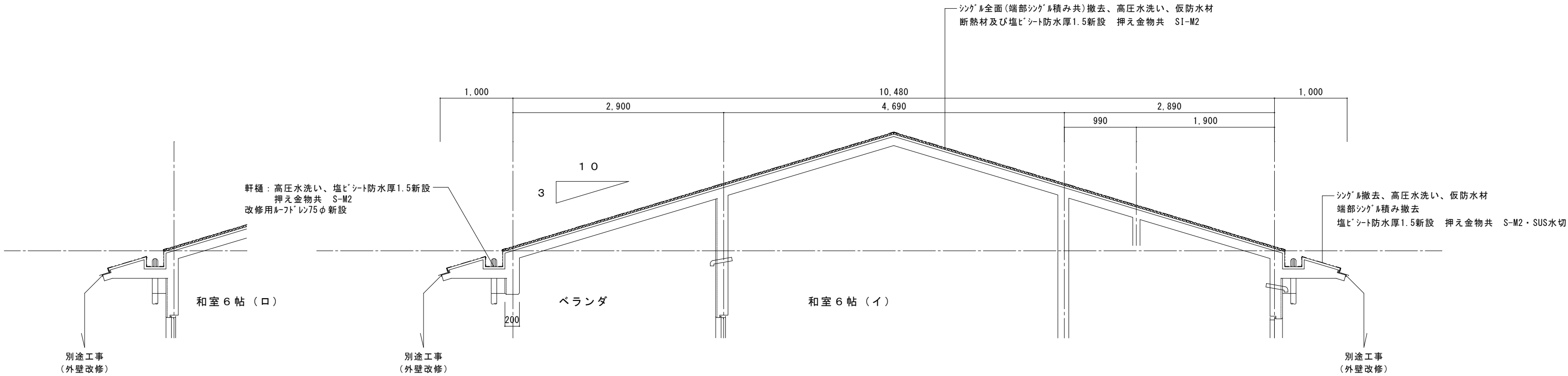


西立面図 1/100

特記：	徳島県県土整備部住宅課	工事名	R 3 住 宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事					株式会社 剛 建築事務所	速 水 可 次	
		名 称	立面図 2						徳島市末広3丁目3－3	1級建築士登録
		図 番	A ー 09	S = 1 : 100	年 月				TEL 088-622-0883	第 102935 号
								FAX 088-622-0885		

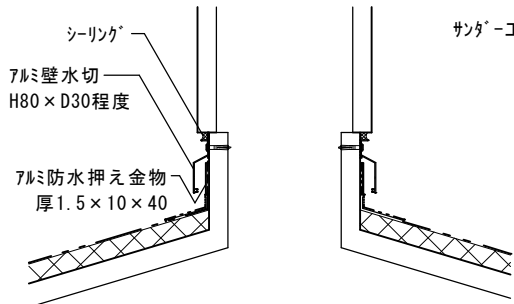
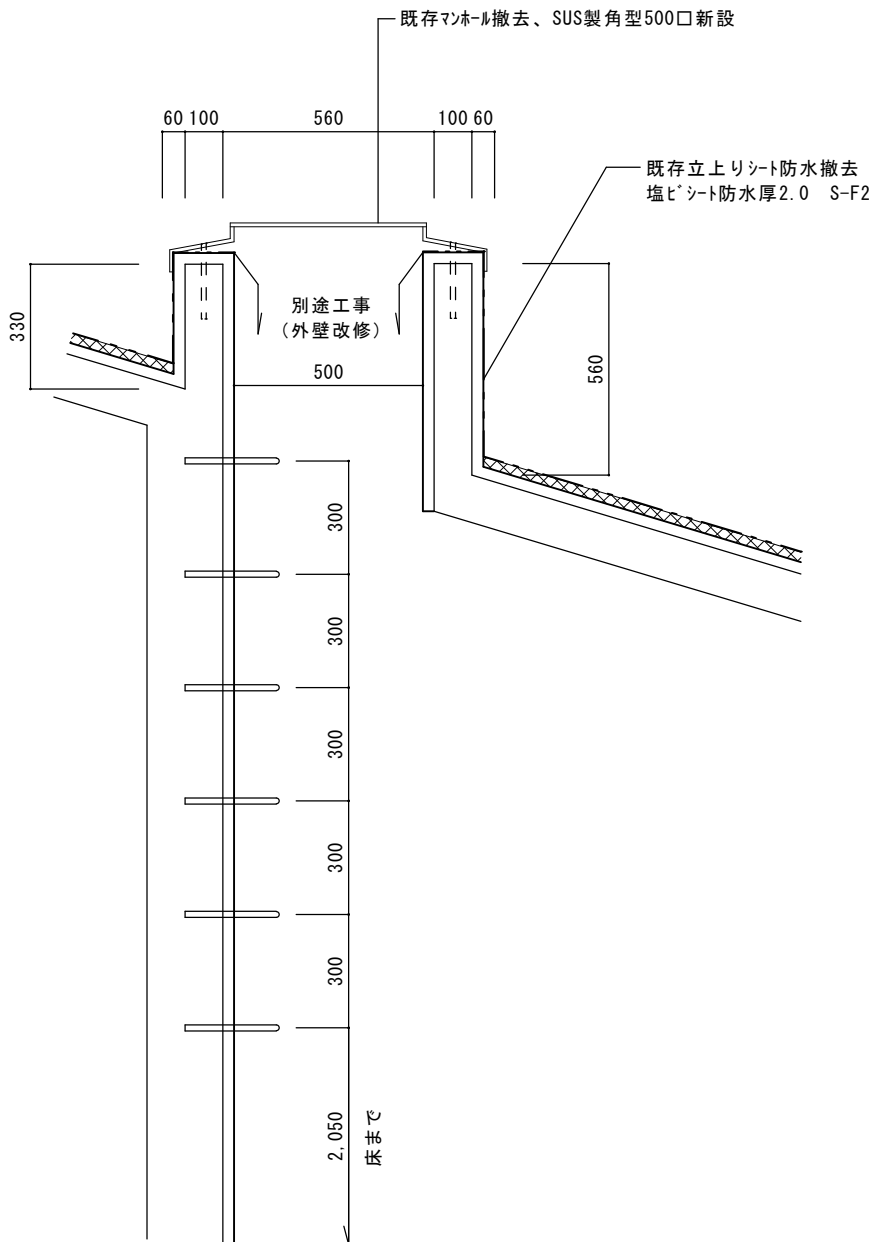
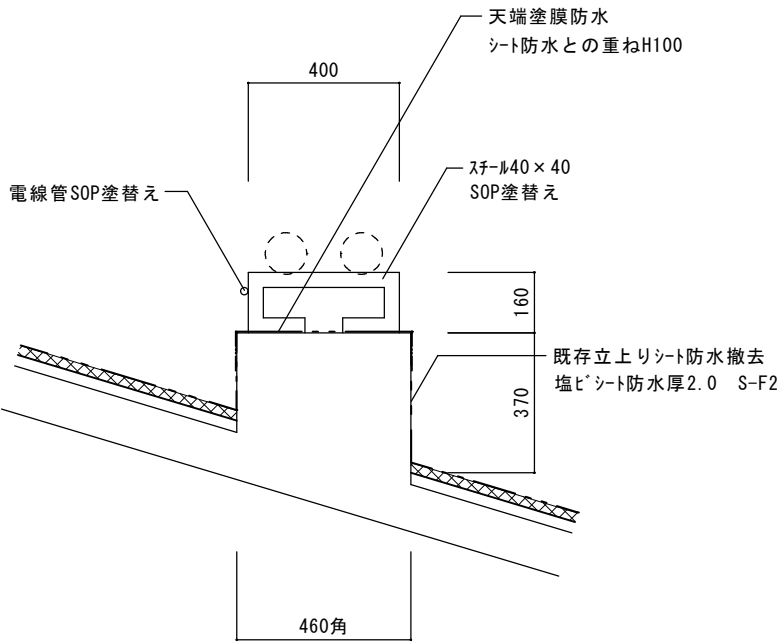
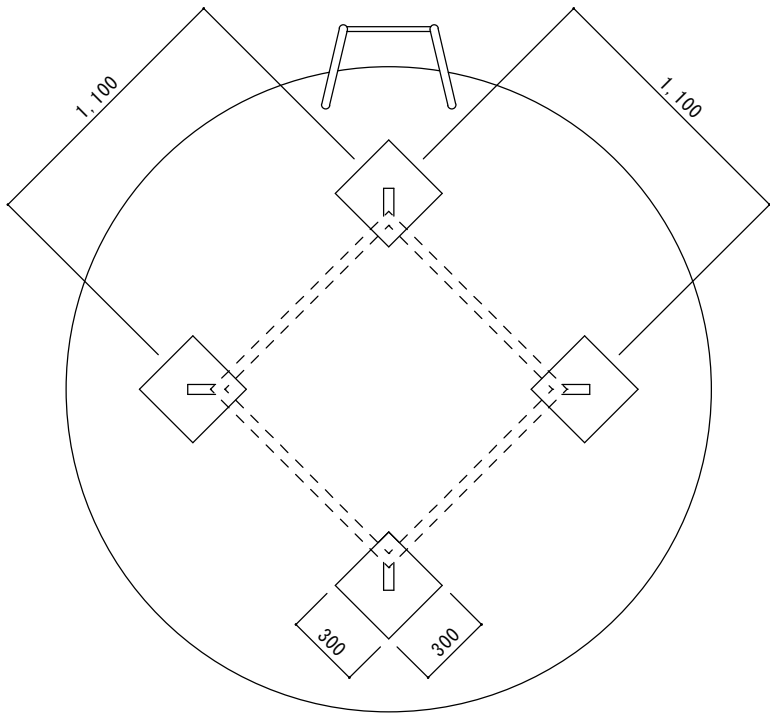
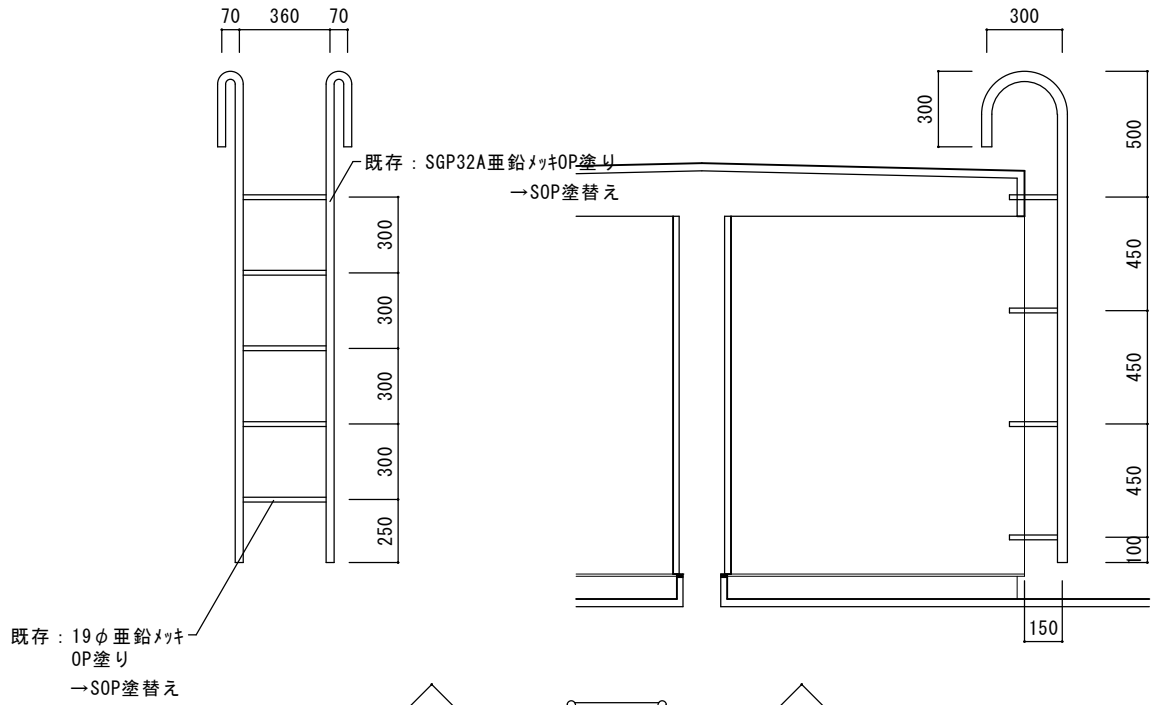
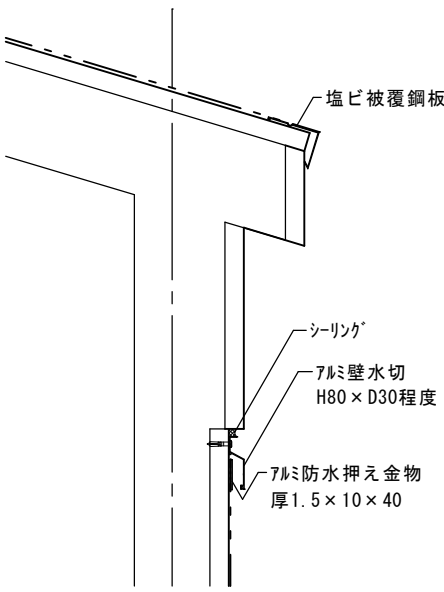
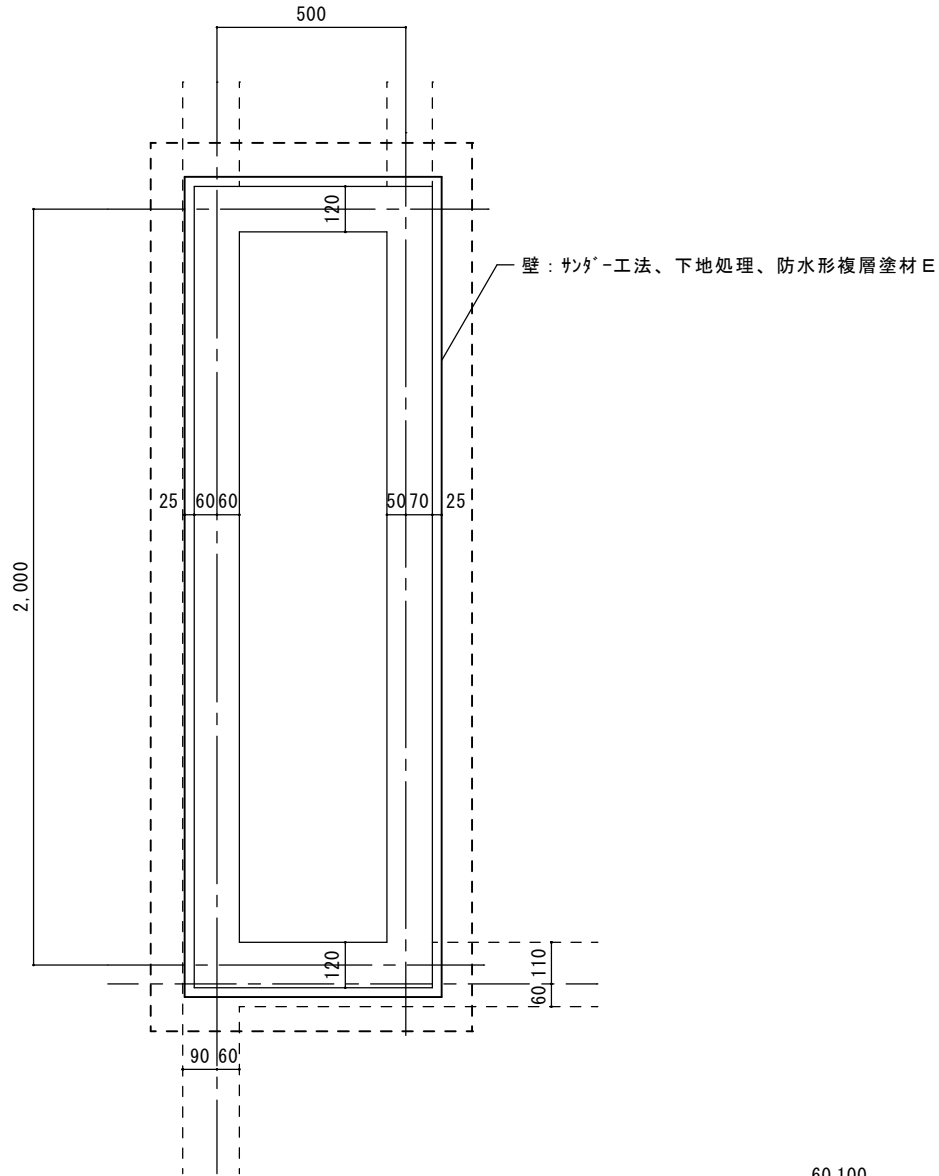
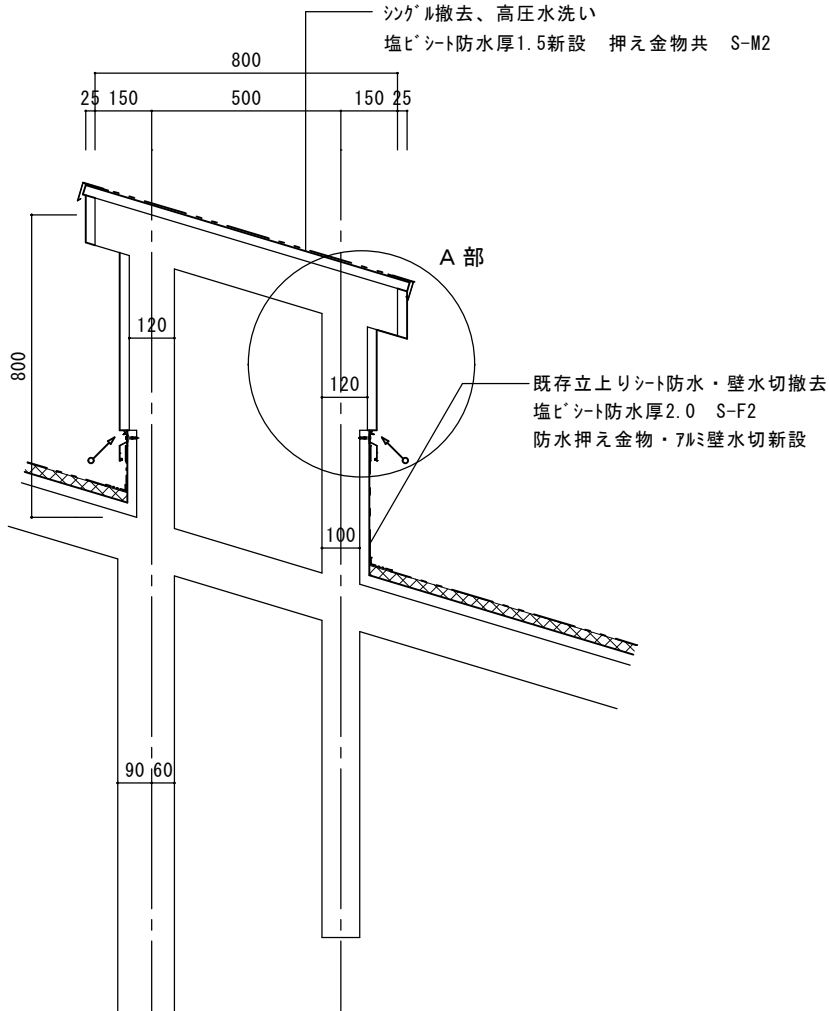


矩計図（改修前） 1/50

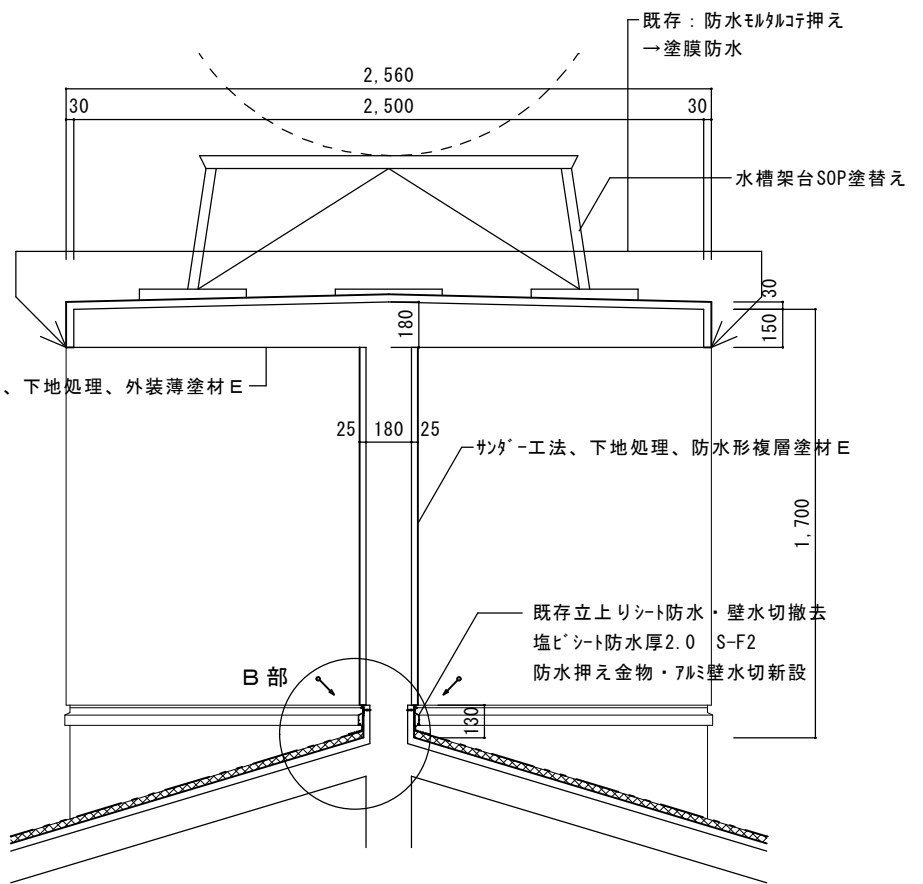


矩計図（改修後） 1/50

特記：	徳島県県土整備部住宅課	工事名	R 3 住宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事					株式会社 剛 建築事務所	速 水 可 次
		名 称	矩 計 図					徳島市末広3丁目3－3	1 級建築士登録
		図 番	A	— 10	S = 1 : 50	年 月			TEL 088-622-0883 第 102935 号



B部詳細図 1/10



高架水槽架台詳細図 1/30

特記：図中、はシーリング箇所を示す。

徳島県県土整備部住宅課

工事名	R3住宅 南二軒屋一の坪団地 徳・城南 3号棟屋上防水改修工事				
名称	各部詳細図2				
図番	A	— 12	S = 1 : 20・30	年 月	

株式会社 剛 建築事務所 速水 可次
徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
TEL 088-622-0883 第102935号
FAX 088-622-0885